

韓国の統合文化利用券制度に関する一考察

A study on integrated culture vouchers system in Korea

坂本光徳
Sakamoto, Kotoku

要旨

韓国の公的扶助制度の大きな改革は、2000年施行の国民基礎生活保障法であった。扶助の種類など日本の生活保護法と類似する点も多い制度であるが、改正を繰り返して2015年にはそれまでのパッケージ方式の給付から各扶助の個別給付への大きな転換も果たしている。

その中で、国民基礎生活保障法の対象である生活困窮者を経済的理由等で文化芸術に触れる機会が少ない文化疎外階層と呼び、その人々の文化的な生活を送ることを支援することを目的に文化利用券制度が2004年から展開されてきた。2017年現在その文化利用券は「文化ヌリカード」として発行され、生活困窮者160万人以上が利用している。

本論では文化利用券制度の概要と展開を明らかにして、日本の生活困窮者対策に示唆できることを検討する。

キーワード：文化ヌリカード、文化バウチャー、文化的な生活、国民基礎生活保障法

第1章 韓国の公的扶助制度の展開

韓国の福祉国家化の展開は遅く、公的扶助制度の整備として従来の生活保護法を廃止し、国民基礎生活保障法（以下「保障法」）を1999年9月に制定した（2000年10月1日施行）。それまでの慈恵的な公的扶助制度から国民の権利性を認める制度となり、大きな変化があった。保障法で定める扶助の種類は、①生活扶助、②住宅扶助、③医療扶助、④教育扶助、⑤出産扶助、⑥葬祭扶助、⑦生業扶助の7種類である。これらの給付を通じて所得認定額が最低生計費に達せず、扶養義務者から扶養を受けることができない国民の最低生活を保障している。扶助の種類などから見ても日本の生活保護法と類似する点が多かった¹⁾。

さらに、2006年3月から緊急福祉支援法を施行している。主な所得者の突然の死亡、家出等の理由により所得を喪失した場合や、重篤疾病又は負傷、火災等で住んでいる住宅や建物での生活が困難になった場合等、突然の危機状況で生計の困難に直面した人々に生計支援・医療支援等を実施している²⁾。

2013年2月に発足した朴槿恵政権は、新しい社会保障制度の枠組みを大統領選挙の公約に

も掲げていて、保障法の再編に着手して、同年5月議員立法を通じて国会に保障法改正法案を提出した。

この法案の可決を推進したのが、2014年2月にソウル特別市松坡（ソンパ）区において発生した母娘3人が生活苦から自殺する事件であった。これを契機に、保障法改正法案は他の関連法案（緊急福祉支援法改正法案及び社会保障給付の利用・提供及び受給権者発掘に関する法律案）とともに「3母娘法」と呼ばれるようになり、3母娘法は国会審議を経て2014年12月9日、国会本会議で可決された。

この法改正により、①最低生計費以下の者だけを対象とする条項の削除、②保健福祉部長官又は所管中央行政機関の長が、中央生活保障委員会の審議・議決を経て扶助ごとに対象者の選定基準及び最低保障水準を決定する個別給付への変更、③選定の基準となる中位所得及び所得認定額の算定方式を明示する条項の新設、④扶養義務者の基準の緩和（教育扶助については扶養義務者基準を廃止）、⑤所管中央行政機関の長による基礎生活保障基本計画の策定等が定められた³⁾。

従来は、所得認定額が最低生計費以下の者だけが対象となり、生活扶助を基本に、必要に応じて他の扶助を給付するパッケージ方式となっていたが、これを扶助ごとに選定基準や給付水準を設定する個別給付にして、より多くの人に必要な支援が行きわたるような制度に再編した。

第2章 統合文化利用券制度

第1節 文化ヌリカードの概要

保障法の対象者は、申請することにより「文化ヌリカード⁴⁾」が発行される。文化ヌリカードとは、文化体育観光部とその特殊法人となる韓国文化芸術委員会などが共同で運営するプリペイドカードである。経済的・社会的な制約などで、文化芸術を享受できていない「文化疎外階層」が、文化芸術を享受する機会を拡大するために発行しており、文化芸術と旅行、スポーツの分野に関連した加盟店で利用できるようにしている。公演観覧やスポーツ観戦のチケット、旅行費用の支払いやCDや本を購入する際に使用できる。また掲示するとチケットなどの料金割引を受けることができる。このカードは「統合文化利用券制度」に基づいて発行されている。発行対象者は、6歳以上の保障法による基礎生活受給者及び次上位階層⁵⁾などの金銭的に余裕がない文化疎外階層となる。2017年度は一人あたり6万ウォンの文化享受のための費用が文化ヌリカードの発行又は、既に所持しているカードへの金額チャージを通して支給されている。カードの利用は期限が決められており、翌年への繰り越しはなされない。

第2節 文化ヌリカードのあゆみと実績

文化ヌリカードは、文化芸術振興法を根拠法とする文化利用券⁶⁾事業を中心とした統合文化利用券制度に則り発行されている。本節では文化利用券事業の歩みについて記述した上で、今日の文化ヌリカードの成果を紹介する。

文化利用券事業は、利用者中心の国民の文化基本権保障事業とされている。受益者の自発的な文化欲求を引き出し、自らこれを満たすことで情緒的な幸福感を感じることを意図して発足した⁷⁾。

文化利用券事業は2005年に4億ウォンを投入してモデル事業として開始された。その後2006年に26億ウォンで、2010年67億ウォンと拡大された。2011年度からは、その費用の30%を地方が負担することとなり、2011年340億ウォン、2012年487億ウォン、2013年493億ウォン、2014年732億ウォン、2015年968億ウォンと継続的に増額している。これは、文化利用券事業が文化体育観光部の重点政策の一つとして扱われていることを反映している。

表1：文化利用券事業の予算と受益者数

年度	2006	2007	2008	2009	2010	2011	2012	2013	2014	2015
予算(億ウォン)	26	20	27	40	67	340	487	493	732	968
受益者数(人)	164,554	151,076	217,898	296,279	470,291	1,208,685	1,605,115	1,638,737	1,497,964	1,640,999

(出所)『2015年 文化芸術政策白書』韓国文化体育観光部, 2016. P.108. から筆者作成。

規模の拡大とともに事業の改革も継続して行われている。2011年からはオンラインおよび住民センターで文化ヌリカードの前進となる文化カードの発行を開始し、演劇、ミュージカル、音楽、展示、舞踊、映画、伝統、図書、文化一般、文化祭などすべての文化芸術プログラムへと支援対象を拡大した。

また、交通の不便などで観覧することが難しい地域や、高齢者、障害者など体の不自由で移動が不便な文化疎外階層には人的サポートとして、チケット受領や座席案内、車椅子や手話通訳などの付加サービスを提供している。このように、文化カードを利用する際の不便を補い、地域別の固有プログラムを運営して、地域の文化芸術団体の積極的な参加を促すことで地域の文化力強化にも貢献した。2011年には約120万人が文化利用券事業を利用した。

また2013年には統合文化利用券事業の準備段階となる。文化利用券事業と同様の目的を持った旅行利用券、スポーツ観戦利用券でもそれぞれ別のカードを発行していたが、それらを統合して、単一のカードで文化、旅行、スポーツ観戦を利用者のニーズに応じて自由に利用できるように推進する事業である。そのため2013年2月から韓国観光公社が主管していた旅行利用券、国民体育振興公団が主管していたスポーツ観戦利用券の2つの利用券を文化利用券を主管していた韓国文化芸術委員会が統合運営して3つの利用券運営機関一元化構想に着手した。

同時に2013年には対象者の資格検証システムについて保健福祉部の連携などもしている。

これらの事業制度の持続的改善を通じて、利用者にとって利用しやすい体制を構築していった。また、中央政府（文化体育観光部、韓国文化芸術委員会）－自治体－文化芸術団体（地域主管処）の連携システムを強化し、特に自治体や地域主管処の役割を強化することにより、その地域内の文化疎外階層が文化利用券を利用して、リラックスして自由に文化芸術観覧ができるように改善するなど、利用制度の効率化を図った。また、公演会場、映画館、書店などの公共および民間との連携や外部協力を通じて割引を拡大し、映画・音楽、電子書籍、古本なども利用できるように使用範囲を拡大した

2014年度には韓国文化芸術委員会は、文化利用券、旅行利用券、スポーツ観戦利用券を単一のカードに統合した「文化ヌリカード」を発行した。3枚のカードを統合することにより、利用者に一枚のカードで文化・観光・スポーツ観戦と3つの分野を自由に使用できるという点で、利便性が向上された。また文化ヌリカードでは、同一世帯内のメンバー間の金額を合算する機能や個別に費用をチャージする機能が新設された。

2014年度は、年間に1世帯1枚の場合10万ウォンが給付され、6歳～19歳の子ども一人につき1枚追加できてそのカードには5万ウォンが給付された。初年度の2014年度はカードの発行は先着順とされたため、2月の受付初日から申込者が殺到した。

2015年度には、前年度の世帯ごとの10万ウォンを廃止して、個人ごとに5万ウォンが給付され、公平性の観点から制度改善を行った。ただし、前年度と同様に世帯で1枚のカードを使用したい場合には、世帯員1人のカードに合算申請をして使用することもできる。またカードの発行も先着順ではなく、申請期間内にカード発行の申請をした人すべてにカードを発行するようにした。先着順方式に基づいて利益を受けられなくなる疎外階層を減らし、カード発行希望者を支援するように改善された。他にも、全国同時開始していた文化ヌリカードの発行受付を地域ごとに順次開始するように変更した。前年度に、全国同時申込開始により、システムの過負荷が発生していた問題を改善するための措置だ。発行提出書類も簡素化して、利用者のカード発行時の不快感も少なくした⁸⁾。

また文化ヌリカード保持者は、公演や展示などを無料または割引された価格で観覧する付

表2：文化ヌリカード年齢別現況（2015）

年齢区分（生年度）	発行人数（人）	割合（%）
10代以下（2006～2015）	63,969	5
10代（1996～2005）	336,481	24
20代（1986～1995）	110,014	8
30代（1976～1985）	82,174	6
40代（1966～1975）	228,052	16
50代（1956～1965）	203,205	15
60代以上（～1955年）	354,473	26
合計	1,378,368	100

（出所）『2015年 文化芸術政策白書』韓国文化体育観光部，2016，P. 110. から筆者作成。

加的サービスも受けることができるため、額面以上の価値がある⁹⁾とされている。

文化ヌリカードの年齢別現況を見ると、60歳以上が26%を占めており最も高い、その次が10代の24%とつづくが、同じ未成年である10代以下と合計すると未成年で29%を占めていることが分かる。

また生活保障法の改正（2015年7月）に基づいて対象も拡大された。基礎生活受給者と次上位階層の内訳と文化ヌリカードの発行枚数を表3に示す。基礎生活受給者では、認定所得額が最低生計費以下の一般受給者区分が約61万枚（73.9%）と最も多く、次上位階層では一人親区分が約26万枚（48.6%）で半分近くを占める。

表3：文化ヌリカード対象別発行状況（2015）

発行対象	基礎生活受給者								
	一般受給者	施設受給者	条件付受給者	基礎生活給与	基礎医療給与	基礎住宅給与	基礎教育給与	小計	
発行枚数（枚）	618,567	47,193	27,898	112,223	15,170	7,047	7,982	836,080	
発行対象	次上位階層								
	一人親	自活動労者	障害者手当	本人負担軽減対象	優先保護	障害年金	福祉施設の居住者	小計	合計
発行枚数（枚）	263,588	21,678	44,182	133,655	67,257	10,533	1,395	542,288	1,378,368

（出所）『2015年 文化芸術政策白書』韓国文化体育観光部，2016. P.111. から筆者作成。

文化ヌリカードの利用者と非利用者との間の比較分析の結果によると、利用者については、文化芸術、旅行、スポーツに対して関心や参加意思の向上が見られ、文化芸術の享有に關しての相対的剥奪感が緩和されていた¹⁰⁾。統合文化利用券制度が利用者の文化・旅行・スポーツについて肯定的な影響を及ぼしたと考えられる。

また2014年の国民の余暇活動調査によると、月收入100万ウォン未満の世帯の芸術イベント観覧回数と全体の平均観覧回数を比較すると、2008年9倍、2010年に4.5倍程度の差であったが、2012年には約3倍、2014年には約2.5倍の差（全体観覧回数平均5.0回に比べ2.0回）となっている。所得間の格差が大幅に減っている。これは、文化利用券制度の基盤が構築されて、文化カードの使用がスムーズになったことで、低所得層の文化サービス支出の増加を牽引したものと見ることができる¹¹⁾。

2015年末、韓国文化芸術委員会が開催した「脆弱階層のための文化ヌリカード優秀利用者懇談会」においては、「思いもよらなかった公演観覧を月2回もしています」（50代女性）、「青少年時代の友人との文化的な生活に積極的に参加できるようになって自信を得た」（大学入学を前にした女子学生）との意見もあり¹²⁾、文化疎外階層の意欲の増加と疎外感の緩和に影響していることが分かる。

文化ヌリカードは地域の書店の活性化にも影響を与えている。文化ヌリカードの実際の使用用途は、他の一般大衆の余暇生活と同様に映画鑑賞と書籍の購入が大きな割合を占めてい

る。特に書籍の購入のために文化ヌリカードが使用された書店は、大型書店より地域の小規模な書店が多い。2016年の文化ヌリカードの利用金額では、書籍購入額総計326億5631万2000ウォンのうち78%が地域の書店で使用されて253億2226万4557ウォンが決済されていた。このことより、文化ヌリカードは地域書店の自立を支援し、地域経済に貢献したともいえる¹³⁾。

第3節 文化ヌリカードの今後と課題

2017年9月4日に文化体育観光部は、統合文化利用券制度の方向性を発表している。これによると、文化ヌリカードの支援金が一人当たり2017年度の6万ウォンから2018年度は7万ウォンに引き上げられる。

韓国内の1人当たり平均日帰り旅行支出が9万3288ウォンに達する状況の中、現状の利用券支援金額では、観光や、高品質の文化に触れるには限界があるという指摘があった。これを解決すべく文化体育観光部は、文化ヌリカードの2018年度の国費の予算を前年比17.5%増の821億ウォンと編成した。これに伴い受益者数も前年比3万人増の164万人とする予定である。

更にこの発表では「今後も国民の基礎文化生活を保障し、日常での文化を享受する生活文化の時代を開くために来る2021年までに支援金を10万ウォンまで段階的に引き上げる計画だ」と今後の予定も明らかにしている。

またスポーツ分野における文化ヌリカードの使用も拡大される予定である。従来使用できたのは、サッカー、バスケットボール、野球、バレーボールなどの4大プロスポーツの国内開催の国際スポーツ競技大会観戦や一部の運動用品店であった。今後は、スポーツ施設も利用できるように段階的に加盟店が拡大される。予定される施設はボーリング場、卓球場、ビリヤード場、乗馬、プール、スケートリンク、ジムなど、すべての体育施設である。文化体育観光部と韓国文化芸術委員会は、そのために資格がある加盟店の承認手続きを進めており、これらの承認手続きが完了すると、2017年9月現在の2万3559個の加盟店が、今後5万個以上に増え文化ヌリカードの使用環境が大きく改善されると考えられる¹⁴⁾。

文化ヌリカードで支援できない者に対して、地方自治体で独自の支援を行っている例もある。2016年にソウル市はソウル文化財団と共に、文化ヌリカードの発行を受けていないソウル居住文化疎外市民約2万人を選定してサービスプログラムを提供することを発表した。運動障害等により文化ヌリカードが利用できない者や文化ヌリカードの申請資格に及ばず除外された者に対して、3つのプログラム、①公演観覧支援プログラム「文化芸術外出」、②国内旅行支援プログラム「幸福享受旅行」、③スポーツ観戦や体験支援プログラム「プレイ・ウィズ・ソウル」を提供した¹⁵⁾。

また文化ヌリカードの利用者は、「分かち合いのチケット」事業により文化芸術団体から寄付された無料チケットまたは割引率が50%から80%のサポートチケットを利用することがで

きる。しかし、この事業について 2015 年に問題が発覚した。

2013 年から 2015 年にかけて、分かち合いのチケット事業のために寄付されたチケットは 198 万枚であり、その 6.1%である 12 万枚だけが実際に利用され、残り 186 万枚（93.9%）は、利用されなかった。文化疎外階層のための公演チケットの 90%以上が利用されず、廃棄されていたのである。

その内訳として、全体客席数の 5%以内であれば寄付を受けつける無料観覧チケットは、2013 年から 2015 年 6 月までに 1104 個の文化芸術団体から 29 万 4982 枚の寄付があったが、実際の利用は 10 万 8433 枚で利用率は 36.8%にとどまった。つぎに 50～80%割引された割引チケットの場合は、同期間内に約 168 万枚の寄付が行われたが、実際の利用枚数は 1 万 3174 枚で利用率が 0.8%に過ぎなかった。この低利用率は広報不足に起因するとし、広報予算を計上していなかったことが明らかにされた。

唯一の広報手段である分かち合いチケットのホームページも、利用対象者のほとんどがオンライン環境に慣れていない低所得層であるので問題となった。実際に、その 3 年間の分かち合いのチケットホームページを通じて予約をした利用者数は年平均 5000 人にとどまっていた。これは全体の利用対象者 144 万人（基礎生活受給者＋次上位階層）の 0.35%に過ぎない¹⁶⁾。文化芸術団体の寄付実績のみに重点を置いており、利用者である国民への広報が不足していたことが課題として明らかになった。

2015 年に韓国では中東呼吸器症候群（MERS）が流行した結果、外国人観光客が縮小して文化芸術界は打撃を受けた。これを受けて、チェ・ギョンファン経済副首相兼企画財政部長官は、文化芸術公演界との懇談会の席で、「文化・芸術界が発展しなければ先進国になって一流国家になることができない、来年の予算案に統合文化利用券などの文化・芸術界の事業のための予算を反映するだろう」と発言した。また MERS が流行した 2015 年は低迷された文化芸術産業の早期回復のために統合文化利用券事業に対して補正予算 150 億ウォンが追加で投入された¹⁷⁾。

このことより、文化ヌリカードには疎外層の文化的生活を推進するという目的以外にも文化芸術の振興という側面も重要視されていることが分かる。近年韓国においては、文化芸術の振興が盛んであり文化政策に予算投入が積極的に増加されている¹⁸⁾。その為、文化ヌリカードも継続的に発展できたのだが、それは文化政策の方向性が文化ヌリカードの運営に対して影響を与えることを意味している。

第 3 章 日本の公的扶助制度対象者への支援について

本章では、文化ヌリカードで支援している文化芸術、スポーツ、旅行分野に関して、日本での生活困窮者に対する支援の具体例について記述する。

子どもの貧困対策の推進に関する法律を受けて、都道府県子どもの貧困対策計画を作成するように努める必要がある。この計画に資することを目的に、愛知県は生活困窮世帯の子どもの生活実態を把握し、実効性のある子どもの貧困対策を検討するため、平成28年12月に「愛知子ども調査」を県内全域で実施した。

調査をもとに検討会議が実施されてまとめられた報告書には様々な提言がなされており、教育機会の均等化の項目に「様々な体験・経験ができる機会の提供」という項目がある。具体的な施策提言としては、①絵本の読み聞かせの機会の充実、②多様な文化・芸術に触れる機会の充実、③スポーツができる場所・環境の充実、④保育所・幼稚園・認定こども園・学校における非日常体験機会の充実、⑤地域における非日常体験機会の充実の5項目となる。特に②多様な文化・芸術に触れる機会の充実では、「多様な文化・芸術等に触れる経験を確保するため、美術館や博物館の子ども料金の無料化など負担軽減を図るとともに、低額な音楽教室や美術教室の開催に努めること。」と掲げて、③スポーツができる場所・環境の充実でも「気軽にスポーツに取り組むことができるよう、スポーツ施設の開放を行うとともに、身近な公園や児童館等において身体を動かすことができる場所の充実を図ること。」¹⁹⁾としている。

これらは、文化ヌリカードで推進していることに該当しており、このことから日本においても韓国の文化ヌリカードの支援と同様のニーズがあることが分かる。貧困家庭の子どもは、文化芸術、スポーツに触れる機会が少なく、その機会増加を図ることは子どもの教育面において重大な意義があると考えられる。

次に旅行分野に関連することとして、生活保護受給者に対する交通費の支援の例について挙げる。多くの公営交通では、障害者や高齢者に対して、無料の乗車券や福祉割引が設定されている。その中で東京都の都営交通では生活保護受給者も対象に設定されており無料乗車券が発行される。これは都営交通の高齢者へのシルバーパスや精神障害者に対する無料乗車券と同様に対象者の社会参加を促進するためと考えられる。

指定都市では、大阪市営交通や神戸市営交通でも同様の制度があり、生活保護受給者も対象であったが、大阪市では平成18年²⁰⁾、神戸市では平成25年に生活保護受給者への発行は廃止されている。生活保護受給者は、日常的な社会活動に要する交通費は、保護費の範囲内で賄うべきものとされており、求職活動や通院等経常的な保護費で交通費を賄いきれない特別な需要が生じたときには、別途「移送費」として対応可能であり、このような状況のもとで、福祉パスを支給することは、本来、保護費や移送費で賄うべき交通費を、市の独自事業で重ねて負担している²¹⁾ことが問題とされて廃止に繋がった。

また交通プリペイドカードを発行している例もある。滋賀県甲賀市では子育て世帯などに対して「甲賀市オリジナルICOCA」を平成29年3月から給付した。具体的対象者は次のとおりである。①子育て世帯：中学校卒業までの児童・生徒を養育している世帯。②生活応援世帯：(2-1) 基準日(平成29年1月1日)に甲賀市の住民基本台帳に登録されており、平成28年度の市県民税(均等割)が課税されていない世帯※ただし、市県民税(均等割)が課

税されている方の扶養親族等の方は対象外。(2-2) 基準日(平成29年1月1日)に生活保護法に基づいて、甲賀市で生活保護を受給されている世帯²²⁾。

これは、平成30年春から甲南駅以東(甲南駅、寺庄駅、甲賀駅、油日駅、柘植駅)へのICOCA改札機が導入されることから、草津線の利用促進やICOCAの普及啓発を目的としているが、結果的に生活困窮者の支援に繋がっていることが分かる。

第4章 まとめ

ここでは、韓国の統合文化利用券制度が、日本の生活保護受給者を含む生活困窮者支援に示唆することを検討する。

まずは、前述の愛知県の子どもの貧困対策に向けての提言から分かるように、子どもの教育機会という視点においては、日本でもニーズのある制度ということである。生活困窮者の問題の一つに、どうしても様々な体験をする機会を得るのが困難であることが挙げられる。経済的に余裕がない中では、文化芸術等に触れようとする心の余裕もなくなることは十分に考えられる。その中で、文化ヌリカードのような制度は、文化芸術等に意識を向ける機会となる。文化芸術等の活動は、多くの人にとって生きる力に繋がっているが、特に子どもにとっては将来の展望にもかかわる機会ともなりうる。前述の文化ヌリカードの利用者の例のように、文化芸術に触れないことが周りとの疎外感に繋がり、自信を喪失する可能性も十分にある。子どもの貧困が大きな課題となっている現代において、このような制度を教育整備の一環として検討すべきである。

第2は、文化的な生活に関することを政府が支援することによって、国民の生活保護受給者への意識が変化することが考えられる。

生活保護が文化的な生活も保障していることから、その給付の範囲内で遊興費として使用することは認められている。レジャーへの考え方が「生命維持に不必要な贅沢」から「人らしく生きるのに不可欠」へと変わりつつあるが、まだまだ実際には生活保護の利用者は、食う寝るだけで満足することを求められ、ささやかな喜びも「ぜいたく」と切り捨てられる²³⁾こともある。

全ての国民が生活保護者の文化的な生活に対して理解があるわけではない状態である。文化ヌリカードは、文化体育観光部の重点政策とされている。そのように国家的な政策として扱われることがあれば国民の理解が進む機会となりうる。

第3は、プリペイドカードを通じた現物給付支援制度の構築についてである。2015年度に大阪市では生活保護費の一部をプリペイドカードで給付するモデル事業を行った。しかしながら個人商店の店では使用できない、使用用途が監視されプライバシー権が侵害されるなどと利用面でも意識面でも様々な問題を抱えていた。当初2000世帯を予定していた申請も65

世帯と不調で事業継続は困難としてモデル事業のまま終了した²⁴⁾。

文化ヌリカードは、公的扶助の給付とは、別途で給付される支援であることから受け入れられてきた部分も大きいと考えられる。しかし多くの生活困窮者が使用できる体制を制度改革しながら構築したことに関しては参考にすべき点が多々あると考えられる。

注

- 1) 詳細は、坂本光徳『韓国の福祉国家化と生産的福祉政策——金大中政権の福祉改革を中心に——』（博士論文）2010，四天王寺大学大学院。参照。
- 2) 韓国保健福祉部『2006年保健福祉白書』2007，p.118.
- 3) 藤原夏人【『韓国』国民基礎生活保障法の改正——個別給付への転換——】外国の立法 No.262-2（2015.2）国立国会図書館調査及び立法考査局。
- 4) 文化ヌリカードの「ヌリ」は「享受」を意味する。
- 5) 次上位階層とは、受給権者に該当しない階層であるが所得認定額が大統領令で定められた基準以下の階層。条件によっては給付の一部を受け、自立促進の事業に参加できる。
- 6) 制度の初期は文化バウチャー事業としていたが、外来語を規制する国語浄化運動により2013年に文化利用券事業と表記が変更になった。本稿では文化利用券で統一する。
- 7) 韓国文化体育観光部『2015年文化芸術政策白書』2016，p.108.
- 8) 韓国文化体育観光部，前掲書，pp.109-110.
- 9) 例えば映画鑑賞では、成人が9000～10000ウォン、青少年（18歳以下）が8000ウォンであるが文化ヌリカードの利用で2500ウォン割引される。〈<http://www.megabox.co.kr/>〉2017年10月15日参照
- 10) 韓国文化体育観光部，前掲書，p.106.
- 11) 韓国文化体育観光部『2014年文化芸術政策白書』2015，p.117-118.
- 12) 손준현 「문화누리카드 이렇게 쓰세요」
〈<http://www.hani.co.kr/arti/culture/music/730420.html>〉2017年9月25日参照。
- 13) 박지현 「문화누리카드, 동네 서점 살리기 역할 '톡톡」
〈<http://www.fnnews.com/news/201704060015075298>〉2017年9月25日参照。
- 14) 박지현 「문체부, 경제적 소외계층 위한 문화기본권 확대한다」
〈<http://www.fnnews.com/news/201709040959221101>〉2017年9月25日参照。
- 15) 예병정 「서울시, 문화소외시민 2만명 선정해 지원」
〈<http://www.fnnews.com/news/201601170917112438>〉2017年9月25日参照。
- 16) 이다혜 「박홍근 의원 “소외계층용 공연티켓 90% 이상 그냥 버려져”」
〈<http://www.fnnews.com/news/201509171355311699>〉2017年9月25日参照。
- 17) 박소연 「최경환 부총리 “내년 예산안에 저소득층 위한 통합문화이용권 반영”」
〈<http://www.fnnews.com/news/201508262150337040>〉2017年9月15日参照。
- 18) 『平成24年文化庁委託事業 諸外国の文化政策に関する調査研究報告書』野村総合研究所，2013，p.111.
- 19) 愛知県子どもの貧困対策検討会議『子どもが輝く未来に向けた提言～子どもの健やかな育ちを社会全体で守り支えるために～』2017，p.3.
- 20) 「無料乗車証について」

- 〈<http://www.city.osaka.lg.jp/seisakukikakushitsu/page/0000413571.html>〉 2017 年 9 月 29 日参照.
- 21) 神戸市福祉乗車制度のあり方検討会『神戸市福祉乗車制度のあり方検討会報告書』平成 24 年 9 月, p. 8.
- 22) 甲賀市「広報こうか」平成 29 年 3 月 1 日, p. 7.
- 23) 朝日新聞「(ルポ 東尋坊 第 5 部) 生活保護 2 : 88」2015 年 06 月 11 日, 朝刊, 福井全县・1 地方 (27) 聞蔵Ⅱビジュアル
〈<http://database.asahi.com/library2/main/top.php>〉 2017 年 9 月 1 日参照
- 24) 朝日新聞「大阪市生活保護費、プリカ払いは終了 試行期間の利用低迷」2016 年 04 月 15 日, 朝刊, 大阪市内・1 地方 (27) 聞蔵Ⅱビジュアル
〈<http://database.asahi.com/library2/main/top.php>〉 2017 年 9 月 1 日参照

